

平成30年

第2回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

平成30年第2回志賀町議会定例会会議録

平成30年6月5日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時0分 開会)

(出席議員 16名)

1番	中 谷 松 助
2番	福 田 晃 悦
3番	稲 岡 健太郎
4番	南 正 紀
5番	寺 井 強
6番	堂 下 健 一
7番	南 政 夫
8番	下 池 外巳造
9番	須 磨 隆 正
10番	越 後 敏 明
11番	田 中 正 文
12番	富 澤 軒 康
13番	櫻 井 俊 一
14番	林 一 夫
15番	戸 坂 忠寸計
16番	久 木 拓 栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	本 吉 茂 樹
企画財政課長	山 下 光 雄
情報推進課長	門 口 和 彦
税 務 課 長	岡 部 亮

住 民 課 長	西 清 孝
健康福祉課長	山 口 勝 好
環境安全課長	荒 川 仁
商工観光課長	浜 村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長兼上下水道室長	関 田 勝 行
富来病院事務長	川 畑 智
会計管理者(会計課長)	高 野 正
学校教育課長	山 本 政 人
生涯学習課長	平 井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出 崎 茂 男
議会事務局参事	前 田 稔
議会事務局主幹	宮 川 信 顕

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第1号ないし第21号及び議案第42号ないし第61号
(提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 議案第49号ないし第52号 (質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

南政夫議長 ただ今の出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

南政夫議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、8番 下池外巳造君、9番 須磨隆正君を指名します。

日程第2 会期の決定

南政夫議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間としたいと思います。

これに、異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

南政夫議長 次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4 町長提出 報告第1号ないし第21号及び議案第42号ないし第61号（提案理由説明）

南政夫議長 次に、本日町長から提出のありました、報告第1号ないし第21号及び議案第42号ないし第61号を一括して議題とします。

以上の各案に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 議長。

平成30年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、町政の近況と本議会に提案いたしました案件の概要等についてご説明いたします。

はじめに、東京オリンピック・パラリンピック大会フラッグツアーについてであります。

2年後に迫った東京オリンピック・パラリンピック大会に向け、国全体の機運を盛り上げるため、全国を巡回している大会フラッグが先月11日、志賀

小学校に届けられ、歓迎イベントが実施されました。

当日は、オリンピック組織委員会の皆様をはじめ、本町と体育・スポーツに関する協定を締結している日本体育大学のご協力があり、特別ゲストとして、リオオリンピックのレスリング競技銀メダリストの樋口黎選手にもお越しいただきました。

樋口選手には、子ども達に対し、夢を持ち続けることや感謝の気持ちを忘れないことの大切さなど、オリンピック出場から学んだことについて講演をしていただきました。また、その後の交流会では、いろいろ質問をしたり銀メダルを見せてもらうなど、子ども達にとってはオリンピックと身近に接することができ、とても貴重な経験になったことと思います。

2年後の東京大会が、夢と感動を与え一生の記憶に残る素晴らしいものとなること、そして、本町から将来のオリンピック選手が誕生することについても、大いに期待するものであります。

次に、関連して、オリンピック事前合宿誘致についてであります。

町では、一昨年から東京オリンピックの事前合宿誘致に向けた取り組みを推進しており、有力な候補として、アゼルバイジャン共和国のレスリングチームを誘致するため交渉を重ねてきました。

昨年12月には、同国へ町担当職員を派遣し、スポーツ省やレスリング協会等を訪問するなど、さまざまな活動をしてきたところであり、このような取り組みもあって、先月24日に行われたアゼルバイジャン共和国の独立100周年記念レセプションにご招待いただき出席してきました。

レセプションでは、駐日大使の挨拶で、レスリングチームの事前合宿の候補地として志賀町と交渉していることを紹介していただき、出席の友好国の大使をはじめ、日本の国会議員連盟や大手商社の方々に対しても本町をアピールする絶好の機会となり、今後の合宿誘致に大きく貢献したものと考えております。

町としては、今後も機会を捉えて、より積極的に合宿誘致に向けた取り組みを推進していきたいと考えております。

次に、日本自転車連盟が主催する第22回全日本選手権個人タイム・トライアル・ロード・レース大会の開催についてであります。

今月17日の日曜日に、国内最高峰の自転車ロードレース大会が中甘田地区において、周回コースを設け開催されます。大会には、国内のトップ選手やチーム関係者約300名をはじめ、全国各地から多数の観客が来町すると見込まれており、本町の交流人口の拡大と地域の活性化につながるものと期待しているところであります。

今月号の広報しかに詳しい内容を掲載させていただきましたが、やすらぎ荘を大会本部とし、宿女交差点を中心に南北の道路がレース区間となることから、コース沿線の下甘田地区、中甘田地区の皆様をはじめ、町民の皆様には、当日の交通規制などでご迷惑をお掛けすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

次に、企業誘致の推進についてであります。

能登中核工業団地につきましては、これまでの企業誘致の取り組みにより、進出企業は、現在、工場の建設準備を進めている株式会社メタルヒートを含め過去最高の34社、従業員数は本年4月1日現在で1,035人となっております。また、分譲率は約96パーセントで、残る分譲区画は3区画となっております。そのうち1区画については、今定例会に財産の売払いの議案として提出しており、残る2区画については、現在、進出を検討している企業と交渉しているところであります。

このように、同団地内において、分譲区画がない状況となっていることから、町では更なる企業誘致推進のため、同団地内において利活用が可能な土地を購入することとし、今回、その経費を補正予算に計上させていただきました。加えて、能登中核工業団地と堀松工場団地以外の本町の区域内に、町が誘致した企業が進出する場合においても奨励金等の対象とすることができるよう志賀町工場設置奨励に関する条例及び志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部改正の議案2件を提出しております。

今後も積極的に企業誘致を推進し、雇用の創出と産業の振興を図っていくために必要な重要施策と位置付けているところであり、このことにより、本町のみならず、能登の人口流出を食い止める防波堤としての役割も果たしていきたいと考えております。

次に、若者の移住定住の促進についてであります。

定住促進住宅地みらいとうぶの第2期分譲の31区画については、まず、2月1日から3月末日まで、町外在住者を対象に募集したところ、新聞折り込みや雑誌・インターネットでのPR効果もあり、県外の方から1件、県内在住の方から6件の計7件の申込みがありました。今月1日からは、町内在住者も対象に含め2次募集を開始したところであり、既に4件の申し込みをいただいております。

今後も引き続き、本町の充実した奨励金制度や魅力ある子育て・教育環境等を広く情報発信し、早期の完売を目指していきます。また、第3期分譲となる16区画については、来年1月の分譲開始に向けて着実に造成工事を進めていきます。

さらに、富来地域への若者の移住定住を促進するため、整備した単身者向けのますほの丘住宅1棟8戸については、5月1日から広報やホームページで入居者募集をしたところ、現在、町内の方から4件の申込みがありました。また、同敷地内に整備予定のファミリー向け住宅については、現在、県において建築確認の審査中であり、10月の工事着工に向け準備を進めているところであります。

次に、コンビニ収納の実施状況についてであります。

本年4月1日から、コンビニエンスストアで町税や上下水道使用料等を支払することができるコンビニ収納を開始しました。4月納期の固定資産税においては、2,000件を超える利用があるなど、納税者の利便性が向上したことにより、納期内納付につながっているものと考えております。

今月は住民税、来月は国民健康保険税が納期であります。口座振替の推進と併せ、コンビニ収納の周知を図り、更なる収納率の向上につなげていきます。

次に、志賀高校での昼食提供についてであります。

町では、本年4月10日から、県内初の取り組みとなる志賀高校への昼食提供事業を実施しております。希望する生徒に、中学生の給食と同じメニューを1食250円で提供するもので、現在、全校生徒の約半数の63名と教職員9名の72名に提供しており、生徒や保護者から好評を得ているところであります。

町としては、栄養バランスのとれたメニューによる生徒の健康管理や保護

者の負担軽減に効果があるものと考えており、今後も、本事業を含めて、志賀高校の特色と魅力ある学校づくりにできる限りの支援をしていきたいと考えております。

次に、志賀原子力発電所についてであります。

2号機の新規制基準への適合性審査の状況については、現在、次回の審査会合に向け、最も重要である敷地内断層の活動性の評価について、原子力規制庁による北陸電力に対するヒアリングが進められております。

町では、引き続き、この審査の動向を注視しているところであり、北陸電力には、追加調査で得られたデータの説明等を含め、丁寧かつ的確な対応を求めているところであります。また、原子力規制委員会には、科学的な根拠に基づき、厳格な審査を行い、町民はもとより国民の理解と納得が得られるようしっかりと説明責任を果たしていただきたいと考えております。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、専決処分の報告及び承認が21件、平成30年度の一般会計の補正予算をはじめ、条例の改廃、財産の取得及び処分、町道路線の認定及び変更などに係る議案が20件の、合わせて41件であります。

まず、報告第1号から報告第3号については、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、それぞれ専決処分しましたので、議会に報告するものであります。

報告第1号については、本年2月6日、高浜町地内において、町職員が運転する公用車が一旦停止中の車に接触し、その一部を破損させた事故について、本年3月30日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

報告第2号については、本年2月23日、富山県氷見市において、町職員が運転する公用車が走行中の車両に衝突し、その一部を破損させた事故について、本年3月30日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

報告第3号については、昨年10月3日、志賀中学校の敷地内において、部活動でランニングをしていた生徒が駐車場と中庭を遮るために張られたロープに足を引っ掛け転倒し、負傷した事故について、本年5月17日に和解が成立し、その損害を賠償したものであります。

報告第4号から報告第13号については、平成29年度の一般会計及び各会計の補正予算であり、いずれも本年3月30日をもって専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第4号 志賀町一般会計補正予算（第7号）は、年度末の決算見込みにより、町税、地方譲与税及び特別交付税などの増額並びに各種交付金の交付額確定や各事業の実績見込みに伴う減額を主とした所要額の補正のほか、繰越明許費及び地方債の補正を行ったものであります。

報告第5号から報告第13号までの特別会計及び企業会計については、いずれも事業の確定及び精算見込みにより補正を行ったものであります。

報告第14号から報告第20号については、条例の一部改正であり、いずれも本年3月31日付けで専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第14号 志賀町税条例及び志賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、障害者、未成年者等に対する個人町民税の非課税要件の引き上げ及び固定資産税の土地に係る負担調整措置の延長のほか、たばこ税率の3段階引き上げ等、所要の改正を行ったものであります。

報告第15号 志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、都市計画税の減額特例期間の延長等、所要の改正を行ったものであります。

報告第16号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減に係る判定所得基準額の引き上げ等、所要の改正を行ったものであります。

報告第17号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、報告第18号 志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、報告第19号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、報告第20号 志賀町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例の一部を改正する条例については、いずれも厚生労働省令の改正による介護保険制度の見直しに伴い、所要の改正を行ったものであります。

報告第21号 工事請負変更契約の締結については、志賀町定住促進住宅地造成事業Bブロック（その3）工事において、工法の変更等による工事請負額の増額に伴い、本年3月19日に専決処分をしましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

続いて、議案第42号 平成30度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、歳入では、エネルギー構造転換理解促進事業費補助金や能登中核工業団地に係る土地売払収入などの追加を主とし、歳出では、国県支出金の内示額の確定に伴うエネルギー構造転換理解促進事業及び石川県海岸漂着物地域対策推進事業や能登中核工業団地整備事業に係る土地購入費などの追加を主として、所要額を補正するものであります。

議案第43号から議案第48号については、条例の改廃についてであります。

議案第43号 志賀町とぎ地域福祉センター条例の全部を改正する条例については、とぎ地域福祉センターの大規模改修により、隣接するとぎ温泉センターの機能集約を図り、新たな利用形態とするため、現行条例の全部を改正するものであります。

議案第44号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、人事院規則の改正に伴い、富来病院に勤務する看護師及び准看護師の夜間看護手当の支給額について、所要の改正を行うものであります。

議案第45号 志賀町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、厚生労働省令の改正による介護保険制度の見直しに伴い、主任介護支援専門員の定義が改定されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第46号 志賀町工場設置奨励に関する条例の一部を改正する条例については、町内における工場及び償却資産の新增設に対する補助金の交付について、現行は、製造の事業の用に供する工場等を対象としておりますが、こ

れを拡大し、町が誘致した工場等も対象とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第47号 志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例の一部を改正する条例については、企業の工場等の新增設に対する補助金の交付について、現行は、能登中核工業団地及び堀松工場団地を対象としておりますが、両団地以外の町内地域においても当該補助金の交付対象とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第48号 志賀町とき温泉センター条例を廃止する条例については、とき地域福祉センターに施設機能の集約を図ることから、当該条例を廃止するものであります。

議案第49号から議案第53号については、財産の取得及び処分についてであります。

議案第49号 財産の取得については、清掃収集車を購入するにあたり、安中モータース 安中茂夫から952万5,600円で取得するものであります。

議案第50号 財産の取得については、凍結防止剤散布車を購入するにあたり、北陸重機株式会社 代表取締役 馳部茂義から2,049万8,400円で取得するものであります。

議案第51号 財産の取得については、志賀町消防団中甘田分団の消防ポンプ自動車を購入するにあたり、長野ポンプ株式会社 代表取締役 長野幸浩から1,760万4,000円で取得するものであります。

議案第52号 財産の取得については、志賀中学校部活動用のマイクロバスを購入するにあたり、有限会社徳山モータース 代表取締役 徳山信子から752万7,600円で取得するものであります。

議案第53号 財産の処分については、能登中核工業団地内の工場用地を株式会社ケースリーに売払するものであります。

議案第54号から議案第61号については、町道路線の認定、変更及び廃止についてであります。

議案第54号 志賀町道路線の認定については、定住促進住宅地みらいとうぶBブロック内に整備した500.8メートルの道路を、新たに町道第173号みらいとうぶ2号線として認定するものであります。

議案第55号 志賀町道路線の認定については、町道第8016号鹿頭大福寺線から西浦防災センターにアクセスできるようにするため、鹿頭地内における延長84.5メートルの道路を、新たに町道第8093号西浦防災センター線として認定するものであります。

議案第56号 志賀町道路線の変更については、相神地内での県営ほ場整備事業の完了に伴い、町道第5051号布後山線の終点を変更するものであります。

議案第57号から議案第60号までの志賀町道路線の変更については、いずれも鹿頭地区での県営ほ場整備事業の実施に伴い、町道第8020号小室線、町道第8044号上小山出線、町道第8059号ションタ線及び町道第8060号荒田線の終点を、それぞれ変更するものであります。

議案第61号 志賀町道路線の廃止については、鹿頭地区での県営ほ場整備事業の実施に伴い、町道第8074号野中線を廃止するものであります。

以上、本定例会提出案件41件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

南政夫議長 説明を終わります。

日程第5 町長提出 議案第49号ないし第52号（質疑、委員会付託、討論、採決）

南政夫議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、議案第49号 財産の取得について「清掃収集車」ないし第52号 財産の取得について「マイクロバス」を一括して議題とします。

(質 疑)

南政夫議長 これより、各案に対する質疑を許します。

(質疑なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 の 省 略)

南政夫議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

南政夫議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

南政夫議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

南政夫議長 これより、採決します。

採決は、起立によって行います。

まず、議案第49号 財産の取得について「清掃収集車」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第50号 財産の取得について「凍結防止剤散布車」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第51号 財産の取得について「消防ポンプ自動車」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第52号 財産の取得について「マイクロバス」を採決します。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立15名)

南政夫議長 起立全員。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

(休 会)

南政夫議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明6日から11日までの6日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

南政夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、明6日から11日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、6月12日午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時29分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第8号

例月出納検査の結果について

(平成30年3月26日実施)

(平成30年4月24日実施)

(平成30年5月24日実施)

2 議長報告第9号

平成29年度志賀町一般会計繰越明許費繰越計算書について

3 議長報告第10号

入札結果報告

(平成30年3月26日 10件)

(平成30年4月13日 4件)

(平成30年4月27日 7件)

(平成30年5月17日 13件)

(平成30年5月30日 15件)